

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玄海町長 脇山 伸太郎

市町村名 (市町村コード)	玄海町 (41387)
地域名 (地域内農業集落名)	有浦下 (有浦下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区内は中山間地域であり、棚田もしくは狭小な農地で水稲を基幹として野菜（いちご）や飼料作物等を耕作している。
・担い手が不足しており、農道や農地が狭いため大型機械が入らないなど条件が悪く、集約が困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稲を基幹作物として栽培していく。
・認定農業者を中心に集積・集約化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	認定農業者等の担い手を中心となり農用地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	将来の経営農地の集約化を目指し、出して・受け手に関わらず、中間管理機構への農地の貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	農用地の集積・集約を促進するため、地域の要望や必要性に応じて、圃場整備を視野に基盤整備事業に関する補助事業の活用や地域住民との協議等の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	認定農業者のみならず、小規模農家も含め農地の担い手となる農業者への支援に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	草刈等の農地管理をシルバー人材センターに委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
<p>・駆除班による箱罾の見回り、餌の管理を継続し、有害鳥獣対策を行う。</p> <p>・中山間地域等直接支払交付金制度を活用し耕作放棄地の発生防止に努める。</p> <p>・多面的機能支払交付金事業等を活用し、農道や水路等の保全管理の取り組みを進める。</p>				